

■国民年金保険料の法定免除制度について■

次に該当する国民年金の第1被保険者は、「国民年金保険料免除事由該当届」を提出すれば保険料が免除されます。これを法定免除といいます。

1 対象となる方

(1) 生活保護の「生活扶助」を受けている方

⇒生活保護を受け始めた日を含む月の前月の保険料から免除となります。

生活保護法の住宅扶助・教育扶助・医療扶助・介護扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助は対象外です。

(2) 障害基礎年金ならびに被用者年金の障害年金(2級以上)を受けている方

⇒認定された日を含む月の前月の保険料から免除となります。

(3) 国立ハンセン病療養所などで療養している方

⇒療養が始まった日を含む月の前月の保険料から免除となります。

■法定免除に該当した期間は、老齢基礎年金の年金額を計算する場合、保険料を納付した場合の2分の1(平成21年3月分以前の期間は3分の1)として計算されます。

■法定免除に該当した期間の保険料納付を希望される場合は、「追納」または「納付申出」という制度をご利用ください。

■生活扶助が廃止された場合は、「国民年金保険料免除事由消滅届」の提出が必要です。

2 届出先

・平良年金事務所国民年金課または市民課年金係窓口

法定免除に該当する方は、早めに申請してください。 問平良年金事務所国民年金課 ☎72-3650(②-②) 市役所市民課年金係 72-3751(代)

赤十字の活動にご支援を

～各世帯年間500円の協力金が赤十字活動の支えです。ご協力をお願いします～

日本赤十字社は、人道・博愛の理念のもとに世界192ヶ国の赤十字社と連携し活動しています。

○活動の内容

災害や紛争等により飢餓、貧困、病気などに苦しむ人々を救護するとともに、輸血用血液の供給、医療の提供、青少年の健全育成などの事業

○宮古島市民の皆様へ

赤十字社の人道的事業へご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。

本年も自治会役員や奉仕団の皆様が、各家庭や事業所へお願いに参ります。

年間500円以上のご支援をしていただきますよう、よろしくお願い致します。

日本赤十字社 沖縄県支部

問生活福祉課 ☎73-1962



つつが虫病に注意!

予防 草むら(畑・海岸)に入るときは

- ①長袖、長ズボン、手袋、長靴を着用する。
- ②虫除け剤を使う。(成分にディートを含むもの)
- ③草むらで座らない(座る場合は敷物を使う)
- ④草むらで脱いだ衣服を放置しない。
- ⑤入った後はすぐに入浴(シャワー)する。
- ⑥衣服を使い回さず、その日で洗濯する。
- ⑦つつがムシのすみかとなる不要な草むらを減らす。

問 宮古保健所 ☎73-5074

つつがムシは、草むらにいます! 被害は、初夏(5-6月)と秋(10-12月)に多いので、草刈り、農作業、釣りは要注意!

症状 刺されてから5～14日後に症状出現

- 38～40度の高熱
- 全身性の発疹
- 体のどこかに刺し口(1～2ヶ所)

刺し口の特徴

- かさぶた、周囲に赤み(1cm前後)
- ※治療が遅れると重症になることもあります。
- ※一度ならず、またかかるともいます。

「熱が長引く」、「体に赤い発疹」、「刺し口」などの症状がある場合は、すぐに医療機関で受診しましょう。



5月生きいき教室日程表

平良地区 日にち

時間 場所

連絡先

荷川取	11(木)、18(木)、25(木)	10時	荷川取公民館	社協 平良支所 ☎72-3193
狩俣	12(金)、19(金)、26(金)		狩俣集落センター	
老福	8(月)、9(火)、15(月)、16(火) 22(月)、23(火)、29(月)、30(火)		平良老人福祉センター	
西原・下崎	10(水)、17(水)、24(水)		下崎公民館	

城辺地区

城辺	11(火)、18(火)、25(火)	10時	社会福祉センター	社協 城辺支所 ☎77-7594
砂川	8(月)、15(月)、22(月)、29(月)			
西城	9(火)、16(火)、23(火)、30(火)			
福嶺	12(金)、19(金)、26(金)			

上野地区

大嶺・野原・新里 高田・名加山	8(月)、15(月)、22(月)、29(月)	10時	上野老人福祉センター	社協 上野支所 ☎76-2540
宮国・豊原 上野・名加山	11(木)、18(木)、25(木)			

下地地区

川満・棚根・入江 嘉手苅・高千穂	9(火)、16(火)、23(火)、30(火)	10時	下地公民館	社協 下地支所 ☎76-2540
上地・洲鎌 来間	10(水)、17(水)、24(水)、31(水)			
与那覇	12(金)、19(金)、26(金)			

伊良部地区

伊良部・佐良浜	9(火)、16(火)、23(火)、30(火)	10時	伊良部老人福祉センター	社協 伊良部支所 ☎78-5973
---------	------------------------	-----	-------------	----------------------

池間地区

池間	6(土)、13(土)、20(土)、27(土)	15時	池間島離島振興総合センター	きゅーぬふから舎 ☎75-2870
----	------------------------	-----	---------------	----------------------